

重度障がい者タクシー券該当者の皆様へ

新型コロナウイルスワクチン接種時にのみ使用できる

タクシーチケットを交付します。

(接種会場の行き帰りのタクシー料金を一部助成)

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種時のタクシー料金を一部助成するチケットを交付します。

<交付対象者>

市の重度障がい者タクシー券交付案内通知書が送られている方。

<チケット交付枚数>

1人につき2枚(往復分)をお送りしています。

1枚あたりの助成金額は、重度障がい者タクシー券と同額です。

お使いいただく際の注意点

- ① このチケットは、重度障がい者タクシー券該当者ご本人が、接種会場へ行く又は接種会場から帰宅する場合のみ使えます。
※令和5年5月現在で接種会場となっているのは、次の3つの医療機関です。
・富良野協会病院 ・ふらの西病院 ・かわむら整形外科医院
- ② 接種の際には、必ず今回交付するチケットをご利用ください。
過去に交付した紫色のチケットや、令和4年度のクリーム色のチケットはお使いになれません。必ず今回交付する「新型コロナウイルスワクチン接種限定」押印のチケットをご利用ください。
- ③ このチケットを支給されたご本人が必ず乗車してください。その際、ご家族等が同乗しても構いません。
- ④ このチケットを、ほかの人に譲ることはできません。不正な利用を確認した場合には、助成額を返還いただくことがあります。
- ⑤ このチケットを使用できるのは、富良野市内において、富良野タクシーと中央ハイヤーの2社です。
- ⑥ 有効期限は令和6年3月31日までです。
なお、再交付は行っておりませんので、新型コロナウイルスワクチン接種が終わるまで、紛失しないようご注意ください。
- ⑦ ご本人が新型コロナウイルスワクチンを接種しない場合は、このチケットを市福祉課まで返却いただくか、破棄してください。
なお、これは新型コロナウイルスワクチンの接種を強制するものではありません。

【お問い合わせ先】

富良野市保健福祉部 福祉課

富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階

電話 0167-39-2211